

売電用計器取付工事について

平成24年7月より、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始されたことに伴い、太陽光等発電の全量を売電(太陽光は10kW以上)することが可能になりました。そのため、売電用計器の配線工事に際しましては、下図を参照のうえ施工くださいますようお願いいたします。なお、売電用計器取付にかかわる工事費はお客さまに実費相当額をご負担いただきます。

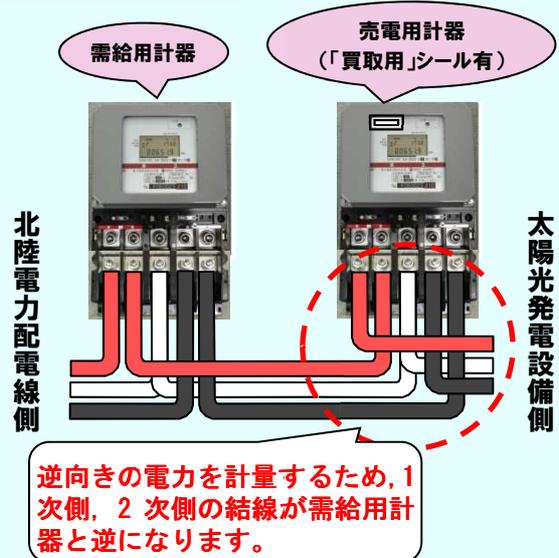
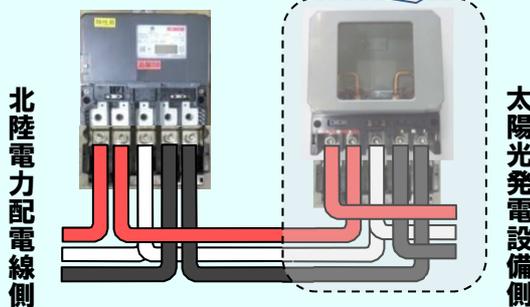
【標準施設例および計器結線図】

250A
計器

需給用計器がある場合の配線方法

需給用計器に双方向計量対応^{*}のスマートメーターを施設する場合、売電用計器の設置は不要です。売電用計器が既に施設されていた場合、買電用計器の撤去箇所に「配線用直結具(計器用)」を施設します。

^{*}需給側と売電側の双方向の電力を計測することが可能です。

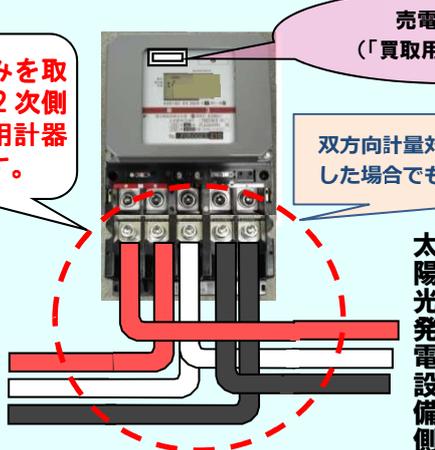


250A
計器

需給用計器がない場合の配線方法

売電用計器のみを取付し、1次側、2次側の結線が需給用計器と逆になります。

北陸電力配電線側



双方向計量対応のスマートメーターを施設した場合でも、配線方法に変更はありません

(計器工事を実施しない電気工事店さまへ)

- ・計器工事は、北陸電力が委託した計器施工者が電気工事店さまの立会いのもと行います。
- ・立会い工事日は、「売電用計器設置工事依頼書」に基づき協議させていただきますのでご協力をお願いいたします。
- ・計器取付け場所は事前に決定していただくとともに、計器取付け板が必要な場合は工事日までに取付けくださいますようお願いいたします。
- ・計器廻りの配線は、余長を十分にとり「立会い工事日に計器施工者が計器取付け可能な」状態まで、事前に施工くださいますようお願いいたします。